

入札説明書等配布一覧表

入札の名称 [「山形県庄内総合支庁舎」 広告を掲出する権利の売却に係る入札]

No	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) <ul style="list-style-type: none">・一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第1号)・競争入札参加資格審査申請書提出書 (様式第1-1号)・競争入札参加資格審査申請書 (別記様式第1号)・県内営業所一覧 (別紙1)・社会保険・労働保険加入状況一覧表 (別記様式第8号)・暴力団排除に関する誓約書 (別紙2)・質問書 (様式第7-1号)・入札書 (様式第8号)・委任状 (様式第9号)	1部
2	広告を掲出する権利の売却に係る契約書	1部
3	広告を掲出する権利の売却に係る仕様書 (別紙) <ul style="list-style-type: none">・広告掲出場所の位置図・庄内総合支庁舎広告掲出審査票	1部
4	山形県広告掲載要綱	1部
5	山形県庄内総合支庁舎広告掲出基準	1部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課

入札説明書

広告を掲出する権利の売却に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

契約、仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係 電話番号0235-66-5421

2 入札参加者の資格

(1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当部局の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

提出書類	競争入札参加資格者名簿に登載されている場合	左記以外
ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）	○	—
イ 競争入札参加資格審査申請書提出書（様式第1-1号）	—	○
ウ 競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）	—	○
エ 県内営業所一覧（別紙1）	○	○
オ 印鑑証明書	—	○
カ 商業登録登記簿謄本	—	○
キ 山形県の納税証明書（山形県内に事業所等がある者）	—	○
ク 「消費税及び地方消費税」納税証明書	—	○
ケ 社会保険・労働保険加入状況一覧表	—	○
コ 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）	—	○

(3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は書留郵便に限る。

- (4) 申請書を提出した者は、入札の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (5) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は平成31年2月19日（火）までに通知する。

5 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、平成31年2月14日（木）午後5時までに、契約担当部局に別紙様式第7-1号により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。
- (2) (1) の質問に対する回答は、質問者あて書面により郵送又は電子メール等で個別に回答する。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、平成31年2月20日（水）（入札日の3日前）までに県のホームページに掲載する。
- (3) 現地説明会等は特に実施しない。なお、現地確認を希望する場合には、契約担当部局に連絡の上、県の業務に支障がないよう各自で確認することができる。

6 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する入札の名称入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

7 入札

- (1) 入札は、下記物件グループ毎に行う。

入札時刻	物件	場 所
午後1時10分	イ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階ロビー行事案内板横 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）
	ロ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段1階と2階の間の踊り場壁面（壁面向かって左側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）
	ハ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂西側壁面（壁面向かって左側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）

午後1時30分	ニ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階エレベーターホール東側壁面（総合案内窓口側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）
	ホ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段2階と3階の間の踊り場壁面（壁面向かって右側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）
	へ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂西側壁面（壁面向かって右側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）
午後1時50分	ト	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段1階と2階の間の踊り場壁面（壁面向かって右側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）
	チ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段2階と3階の間の踊り場壁面（壁面向かって中央） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）
	リ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂北側壁面（壁面向かって右側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）
午後2時10分	ヌ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段1階と2階の間の踊り場壁面（壁面向かって中央） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）
	ル	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1 山形県庄内総合支庁本庁舎 西側階段2階と3階の間の踊り場壁面（壁面向かって左側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）
	ヲ	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1 山形県庄内総合支庁本庁舎 1階食堂北側壁面（壁面向かって左側） 0.5㎡（縦0.841m、横0.594m）

- (2) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第8号）による。
- (3) 入札書に記載する金額は、消費税相当額を含むものとし、契約期間内の総額とする。
- (4) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参によるものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）
- (5) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。
- (6) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(5)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、入札公告の「入札の場所及び日時」で定めた時までには契約担当部局に必着とし、当該日時ま

でに到達しなかった場合は棄権とみなす。

- (7) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第9号）を作成し提出させること。
- (8) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

8 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

10 再度入札

- (1) 予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。
- (3) 入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。
- (4) 再度の入札は2回までとする。
- (5) 再度の入札を2回行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

11 落札者の決定方法

- (1) 入札者の中で、県の予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

(3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としなない。

12 落札者決定通知

落札者が決定された場合は、直ちに口頭で落札者に通知する。

13 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約締結前に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (2) 契約保証金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。
- (3) 契約保証金は、県が発行する納入通知書により納付するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金は、契約期間を終了したとき、その他契約保証金を返還する事由が生じたときは、請求書を提出することにより、これを還付するものとする。
- (5) 契約の相手方が納付した契約保証金は、その者が契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。

14 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、別に示す契約書(書式)による。なお、契約書は物件グループ毎に作成する。
- (7) 契約に要する一切の経費等については、落札者の負担とする。
- (8) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。